

平成 23 年 11 月 25 日

バーゼル銀行監督委員会「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」
に係る市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会から 11 月 2 日に公表された市中協議文書「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

しかしながら、本件については昨年 12 月 20 日にも市中協議文書に付され、全国銀行協会として今年 2 月 4 日にコメントを提出したが、そこでの我々の主張が今回の文書に反映されていないと認識しており、再考を促したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントを追加で提出する。バーゼル委員会におけるルール最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

我々は、清算機関(CCP)を通じた取引へのインセンティブをもたらすと同時に、CCP へのエクスポージャーに起因するリスクに対して適切な資本賦課を行うことを目的としたバーゼル委員会の取組みに賛意を表したい。

こうした取組みが、取引の効率性を損なうことなく、銀行のリスク管理実務とも整合的であり、有意義なツールとして機能するためには、以下の点が考慮されることを期待したい。

1. 試行期間設定の検討

今次市中協議においても 2013 年 1 月からの適用開始に変更ない旨言及されているが、CCP 向けエクスポージャーに対する規制はバーゼルⅢ規制で初めて実施されるものである一方で、準備期間が他のバーゼルⅢ規制対応より短いことから、試行期間の設定につき検討をお願いしたい。また、今次市中協議に係る定量的影響度調査(QIS)を改めて実施する必要があると考える。

昨年の市中協議文書をもとにシステム開発の検討を進めているものの、今次市中協議文書において変更・明確化された点を要件に織り込めるのか確認を要することや、清算基金に係る資本賦課の計算実施プロセス(計算主体、計算結果の確認方法等)が依然未確定であること等から、試行期間を設けるなど規制実施に当たっての柔軟な運用が望まれる。

また、今次市中協議文書で変更・明確化された点が、リスクアセット等に与える影響について改めて確認する必要があると考える。

2. CCP の情報に係る公表について

清算基金のロスシェア性、マージンの倒産隔離性、今次市中協議文書に記載のパラグラ

フ 112/113 の判断基準(例:ジョイント・インソルベンシー あるいはジョイント・デフォルトの判断基準)については、誰が判断・公表するか、主体について依然記載がないように見受けられる。

各 CCP の取り扱いにかかるものであり、既存あるいは新規に設立された CCP に対し、その度ごとに、世界中の銀行・証券会社が、各々、外部の法律事務所等にリーガルオピニオンを取得する等して上記内容につき調査・確認を行うことは重複的な負担が発生し非効率である。そのうえ、ある CCP について銀行・証券会社毎で異なる見解が発生することは、所要自己資本賦課において異なる取り扱いをもたらしかねないため、CCP 自身あるいは CCP の監督機関において内容の公表を行うようご検討いただきたい。

3. 実態を踏まえた水準調整や、決算プロセスの妨げとならないよう実務上対応可能な手続きとすべき。

従来の相対取引と比較し、トレードエクスポージャーの掛け目(2%)は低く設定されているが、清算基金に係る資本賦課も含めると、必ずしも資本賦課が軽減されるものではなく、CCP を通じた取引へのインセンティブが生じる仕組みとはなっていない可能性がある。

また、清算参加者自らの所要資本額のコントロールができない仕組みとなっているうえに、運用においても、決算の作業工程でかかる負荷が多いこと、データ授受等に時間がかかる等の理由から、現実的な規制内容とは言えない。

したがって、実態を踏まえた水準調整を行うとともに、決算プロセスの妨げとならないよう実務上対応可能な手続きとすべき。

【各論】

1. Kccp 算出式の見直し(付属文書 A パラグラフ 116(i))

CEM を用いた場合、Kccp 算出時のエクスポージャー額が過大となる可能性あり。算出式の妥当性を検証のうえ、見直すべき。Kccp の算出式において、EBRM は「担保勘案前 MTM+PE」であるため、担保勘案前 MTM と VM はほぼ等しいが、PE 算出ロジックと IM や清算基金の算出ロジックが異なるため、差異が発生し、Kccp が過大となる恐れがある。

例えば、PE(想定元本*掛け目)は取引件数の増加に伴い増加するのに対し、IM や清算基金は取引件数に連動して増加するものではなく、取引の状況によりネットされることもあるため、IM や清算基金に対し、PE が大きく増加する場合には Kccp が過大となる。

このため、Kccp 算出式の見直しを検討いただきたい。

2. CCP の地位の変動への対応(本文パラグラフ 31、付属文書パラグラフ 109)

適格 CCP の地位を失った場合の取扱いについては協議文書に記載されているが、非適格 CCP が適格 CCP になった場合の取扱いについては言及がない。CCP 向け規制は国際的に初めて導入されるものであることから、CCP の地位の変動に関する公表方法や確認手段、資本賦課算出上の取扱い等につきルールの特明確化をお願いしたい。

3. クライアントが清算参加者を通じて行う取引において、清算参加者が分別管理できていない場合のクライアントのリスクウェイト(RW)の取扱い(付属文書 A パラグラフ 113)

分別管理の責任は CCP や清算参加者にあると考えるため、クライアントの RW4% は過大。クライアントの資本賦課を厳しくすると、利用者の拡大の妨げになる恐れもあることから、クライアントの RW は 2% とすべき。

仮に、上記取扱いが認められない場合、清算参加者の管理態勢の整備に時間がかかることから、相応の準備期間が必要なため、段階的な導入(段階的な RW 引き上げ、準備期間中の RW2% 据置等)を検討すべき。

4. CEM 利用における特例の取扱い(付属文書 A パラグラフ 110、116(i))

清算基金に対するエクスポージャーの算出に当たっては、NGR に関する係数を 0.6 から 0.7 に引き上げる、オプションおよびスワップオプションにおけるポテンシャルエクスポージャーの算出に当たっては当該オプションのデルタ値を使用するなど、現行のバーゼル規制における CEM の算出方法に対する特例が認められている。

このため、清算機関向けエクスポージャーに対する規制という観点であれば、トレードエクスポージャーに対してカレント・エクスポージャー方式(CEM)を用いる場合においても、同様の取扱いの選択が可能となるよう検討願いたい。

5. 清算参加者が自行の所要資本額をコントロールできる仕組みの検討(付属文書 A パラグラフ 116(i)、グラフ 116(iii))

各銀行(清算参加者、クライアントの場合を含む。)が自行の所要資本額をコントロールできる仕組みにすべき。Kccp 算出には、その時点で CCP に参加する他の清算参加者のエクスポージャー等の情報が必要であるため、清算参加者で自らの所要資本額のコントロールができず、業務計画の策定等が困難。このため、他社の状況に左右されず、各行の取引実態から算出できる仕組みとすべき。

加えて、 $K*cm$ から Kcm を算出する今回の提案内容では、自らの所要自己資本額をコントロールできないことから、同様に他の清算参加者の取引状況に左右されない算出式とすべき。

6. Kccp 算出時に利用する最低 RW20% の引下げ(付属文書 A パラグラフ 116(i))

Kccp 算出時に利用する RW を最低 20% とするのは過大であるため、引き下げるべき。標準的手法における金融機関向けエクスポージャーへの RW を準用し、全清算参加者に対し一律適用としているが、銀行など清算参加者の RW は 20% を下回るケースが多い。また、カウンターパーティー・リスクを軽減することを目的として CCP の利用促進を図るとの観点からも、保守的に資本賦課するような仕組みは避けることが必要である。

このため、清算参加者のリスク管理の高度化を促すためにも、金融機関等の清算参加者のリスク管理の状況に応じ、RW を引き下げる仕組み(外部格付や、銀行の信用リスクアセット算出に係る採用手法等を参照する等)とすべき。

7. Kccpを超える資本賦課の見直し(付属文書 A パラグラフ 116(ii))

Case(ii)、(iii)のように、Kccp を超える清算基金にまで資本賦課するのは過大と考える。DF'cm および DFccp により十分な清算基金がある場合、清算参加者がデフォルトした場合でも既存の清算基金によって損失を吸収することは可能である。

したがって、Kccpを上回る資本賦課は不要であるため、Kccpをキャップとして設定して資本を賦課する仕組みとすべき。

8. 非適格清算機関に対する RW1,250%引き下げについて(付属文書 A パラグラフ 119)

非適格清算機関に対する RW1,250%は高すぎるため、引き下げるべき。各清算機関において参加基準が定められており、CCP での取引は参加基準を満たし、参加資格を得た清算参加者が行うものである。加えて、これらの清算参加者は金融機関に準じた先であり、既に各業態での監督下にあると考えられるうえ、バーゼル II の標準的手法における金融機関向けエクスポージャーの RW20%対比、厳しすぎる。

このため、少なくとも、一般事業法人向けエクスポージャーに係る RW 並みに引き下げるべき。

以 上